



平成 23 年 4 月 19 日

各位

会社名 株式会社ディー・ディー・エス
代表者 代表取締役社長 三吉野 健滋
(東証マザーズ・コード番号 3782)
問合せ先 I R 室長 鈴木 達也
電話番号 0 5 2 - 5 3 3 - 1 2 0 2
(URL <http://www.dds.co.jp>)

ストック・オプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社第 16 回定時株主総会で承認された会社法第 236 条、第 238 条、第 239 条および第 361 条の規定に基づき、ストック・オプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権により 4 万株の株式が発行される可能性があり、最大で発行済株式総数の 15.4% となります。行使価額は割当日における当社終値に 1.5 を乗じた金額となっており、株価が権利行使価額の 40% 以下となった場合のノックアウト条項を設けるとともに、権利行使期間は 4 年を経過した後となっているため、中長期の期間において株主と利益意識を共有することができることを鑑み、また、株価向上の結果、経営者の持株比率を高めることにより安定株主となることのできるため、今回の募集要項の内容決定に至りました。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の取締役の企業価値向上に対する貢献意欲や士気を高めるため、ストック・オプションの目的で新株予約権を無償で発行いたします。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 40,000 株とします。

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、次の算式により調整の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の総数

4,000 個

なお、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます）は 10 株とします。ただし、前項 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。

4. 新株予約権の割当を受ける者および割当数

割当を受ける者（人数）

当社取締役3名

割当数の合計

4,000個

なお、各割当を受ける者に対する割当数（以下、「予定割当数」といいます）の割当は、当該者が会社法第242条第2項の規定に従い、予定割当数以上の数の新株予約権の引受けの申込みを行うことを条件とし、また、当該者の申込みの数が予定割当数に満たない場合には、当該者に対する割当数は当該申込みの数とします。

5. 新株予約権と引換えに払込む金銭

本取締役会決議に基づく新株予約権については、金銭の払込みを要しないものとします。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」といいます）に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、割当日の東京証券取引所終値（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）に1.5を乗じた金額（1円未満は切上げ）とします。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

7. 新株予約権の割当日

平成23年5月18日

8. 新株予約権の権利行使期間

平成27年5月18日から平成30年5月17日まで（以下、「権利行使期間」といいます）

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」といいます）は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役の地位にあることを要します。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとします。
- ③ その他条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権に関する契約に定めるところによります。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するためには取締役会の承認を要するものとします。

11. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の40%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。その他、必要な事項は当社取締役会において定めるものとします。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

【ご参考】

- | | |
|----------------------|------------|
| ①定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成23年3月15日 |
| ②定時株主総会の決議日 | 平成23年3月30日 |

以上